

公立大学法人横浜市立大学

中期目標

横 浜 市

平成17年 4月

目 次

(前文) 大学の基本的な目標	1
第1 中期目標の期間	1
第2 大学の運営に関する基本組織	1
第3 大学の運営に関する目標	1
1 教育の成果に関する目標	1
2 教育内容等に関する目標	2
3 学生の支援に関する目標	3
4 研究に関する目標	4
第4 地域貢献に関する目標	5
第5 国際化に関する目標	6
第6 附属病院に関する目標	6
1 安全な医療の提供に関する目標	6
2 健全な病院経営の確立に関する目標	7
3 患者本位の医療サービスの向上と地域医療への貢献に関する目標	7
4 高度・先進医療の推進に関する目標	7
5 良質な医療人の育成に関する目標	7
第7 法人の経営に関する目標	7
1 経営内容の改善に関する目標	7
2 業務運営の改善及び効率化に関する目標	8
3 広報の充実に関する目標	9
第8 自己点検・評価、認証評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標	9
第9 その他業務運営に関する重要目標	9
1 安全管理に関する目標	9
2 情報公開等の推進に関する目標	9

(前文) 大学の基本的な目標

横浜市立大学が、市が有する意義ある大学として、市民が誇りうる、市民に貢献する大学となること。更には、発展する国際都市・横浜とともに歩み、教育に重点を置き、幅広い教養と高い専門的能力の育成を目指す実践的な国際教養大学となること。

この2つの目標を実現するため、「教育重視・学生中心・地域貢献」という基本方針のもと、大学が自主的・自立的に運営され、教育・研究が更に活発に進められることを目指し、具体的な中期目標を定める。

第1 中期目標の期間

平成17年4月1日から平成23年3月31日までとする。

第2 大学の運営に関する基本組織

1 教育研究上の基本組織

次のとおり大学の教育研究上の基本組織を置く。

学 部	国 際 総 合 科 学 部
	医 学 部
研 究 科	国 際 総 合 科 学 研 究 科
	医 学 研 究 科
研 究 院	研 究 院
病 院	附 属 病 院
	附属市民総合医療センター
研 究 所	木 原 生 物 学 研 究 所
学 術 情 報 セ ン タ ー	学 術 情 報 セ ン タ ー

第3 大学の運営に関する目標

1 教育の成果に関する目標

幅広い教養と専門能力の育成を目指す教育を重視する大学として、教養教育と専門教育を有機的に連携させ、21世紀をきり拓く力を育てる「実践的な教養教育」を行い、時代の変化に対応しつつ社会を支えていく人材の育成を図る。

(1) 学部教育の成果に関する目標

国際総合科学部と医学部の両学部を通じ、自らの課題を見つけ探求する姿勢と様々な問題に対して解決する能力を備え、幅広い教養と高い専門的能力、豊かな人間性・倫理観を兼ね備えた人材の育成を行う。

国際総合科学部では、共通教養教育と併せ、専門教養教育(専門分野に即した高度の教養教育)を行い、「実践的な教養教育」を実施し、国際的視野を有する人材を育成する。また、社会情勢の変化に合わせコース等の見直しを行う。

医学部では、「実践的な教養教育」の主旨を、医学及び看護学の専門教育に結びつけるとともに、プライマリーケア(初期的な総合診療)から先端的な医療に対応しうる質の高い教育の実現を図る。

(2) 大学院教育の成果に関する目標

(博士前期課程・修士課程)

国際総合科学研究科(博士前期課程)においては、国際的な大都市である横浜市の抱える政策的課題を実践的に研究・解決し、高い実務能力を持つ各専門分野での専門家を育成する。

医学研究科(修士課程)においては、生命科学の基礎に立脚して先端的な医療を支える高度の専門的職業人及び研究者を育成する。

(博士後期課程・博士課程)

国際総合科学研究科(博士後期課程)及び医学研究科(博士課程)においては、高度の学術研究を行いその成果を地域社会更に世界に発信できる人材及び高度の専門的業務に従事しうる人材を育成する。

2 教育内容等に関する目標

(1) 学部教育の内容等に関する目標

(入学者受入方針)

横浜市立大学の基本的な目標や使命に基づいた入学者受入方針を社会に明確に伝えるとともに、留学生や社会人を含め横浜市立大学を第一志望とする志願者を増やし、自己の能力や適性を高める意欲をもった多様な学生を、それぞれに適した選抜方法により受け入れる。

(教育課程)

国際総合科学部と医学部に共通して、時代の変化に対応できる能力を身に付けさせるための共通教養科目を設ける。共通教養科目を基盤とし、国際総合科学部においては、専門教養科目と、医学部においては、専門教育科目とそれぞれ連携した体系的なカリキュラム編成を行い、教育内容の充実を図る。

(教育方法)

国際総合科学部においては、国際的視野を有し21世紀をきり拓く力を育てる「実践的な教養教育」を実現するため、授業形態や学習指導方法を確立・実施する。また、授業時間以外の学内外での自発的な学習活動に対する支援体制を整える。

医学部においては、生命の尊厳、患者等の人権の尊重、医療に関する高度な専門知識や技術の修得、医療システムの理解に加え、倫理観、安全意識、医師及び看護師・保健師としての責任感を醸成する臨床実習を重視した教育を行う。

(成績評価)

学生の卒業時の質の保証を確保するため、客観的で明確な基準に基づき成績評価し、進級・卒業管理の一層の厳格化を図る。特に、医学部では、国家試験を踏まえた成績評価を実施し、進級・卒業管理を行う。

(2) 大学院教育の内容等に関する目標

(入学者受入方針)

国際総合科学研究科及び医学研究科は、大都市横浜が抱えるグローバルな課題や学術の動向を踏まえた入学者受入方針を明確に示すとともに、多様な入学者選抜方法を検討し導入する。また、国際都市・横浜に設置される大学院として外国人留学生及び社会人の積極的な受け入れを図る。

(教育課程)

国際総合科学研究科は、学生が学力を自律的に獲得し、応用力を高めるカリキュラム編成とする。

医学研究科（修士課程）では、高度専門的職業人及び研究者それぞれを育成できるカリキュラム編成とする。

医学研究科（博士課程）は、開発能力のある研究者及び研究の視点を持った専門性の高い臨床医を育成することを目的としたカリキュラム編成とする。

(教育方法)

国際総合科学研究科(博士前期課程)は、大都市の抱える政策課題などを中心に実践的に研究する過程で、人文・社会・自然科学などの学識を修得させ、それぞれの分野での専門教育を実施する。

医学研究科(修士課程)では、医学以外を専攻してきた学生を対象に医学の基盤的な部分を系統的に履修させるとともに、病院などの臨床への応用を重視した教育を行う。

国際総合科学研究科(博士後期課程)及び医学研究科(博士課程)では、**実践的・独創的な研究能力を伸ばすため**、高度、領域横断的、国際的な先端研究を通じた教育を実施する。

(成績評価)

国際総合科学研究科・医学研究科ともに、公正・公平で社会的に説明可能であり、また国際的に通用しうる評価方法を確立する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標

教育に重点を置く大学として、質の高い教育を実施するとともに、時代の変化に柔軟に対応できる教育体制を構築する。

3 学生の支援に関する目標

「学生中心」という大学の基本方針に基づき、学生の学習成果の最大化に向け、学習環境の充実・キャリア開発支援・経済的支援等の学生支援を実施するとともに、可能な限り学生の声を大学運営に反映させる。

(学習環境の充実等)

学生の学習意欲を高めるとともに、自主的学習を支える制度・環境整備に努めるほか、学生の情報交換・交流の場としての学生生活空間を確保するなど、学生生活におけるアメニティの充実を目指す。

また、学習環境及び学生生活等の向上を図るに当たっては、可能な限り学生の声を反映させる。

(キャリア支援及び学生生活の充実)

入学後から卒業までの期間を通じた学生のキャリア開発を支援するためのシステムを構築する。学生が学習や生活に関して気軽に相談できる体制を構築するほか、充実した学生生活を送れるよう、奨学金などの経済的支援を実施する。

4 研究に関する目標

大学として目指すべき研究の方向性を明確にし、研究の活性化を図り、国際的な学術研究の進展に寄与する。研究成果を教育に反映するとともに、知的財産の活用等を通じて地域貢献・社会貢献を果たす。

また、研究費については、効果的な配分・執行及び透明性の確保を図るとともに、研究成果の積極的な情報提供に努める。

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

(目指すべき研究の方向性)

研究院における教員の研究活動をより活発化するとともに、大学として重点研究分野を選定し、研究内容に応じた取組を積極的に進めるなど、戦略的に研究を推進する。

(研究成果の公表と社会還元)

研究成果を組織として把握し、公表するとともに、地域や産業界への技術移転等産学連携を積極的に進め、新技術の開発や地域課題の解決などを図り、大学が担う社会的使命である地域への貢献を推進する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標

(研究費のあり方)

研究費は、最大の成果が得られるように、その配分及び執行に努めるとともに、重点研究分野や教育研究活動に対して研究費を適正に配分し、効果的活用を図る。

(研究推進体制の構築)

大学の教職員が一体となり、大学の研究を推進し、その研究成果を活用して、地域及び社会へ還元するとともに、研究成果の活用が研究の活発化、外部研究費の導入に結び付き、更に研究が活性化されるよう学内体制の構築を図る。

(研究体制の構築と適正な研究者等の配置)

既存の研究領域の枠を超えた領域横断的研究分野を開拓するなど、社会のニーズに対応した柔軟な研究体制を構築するとともに、他大学や企業等との共同研究体制の構築など、学外との連携を推進する。

また、生命科学分野の再編等を目指し、大学の総力を結集するとともに、先端医科学研究センターについては、横浜市中期政策プランを踏まえて進める。

(粒子線がん治療施設の設置)

横浜市中期政策プランを踏まえて進める。

(研究機器等の活用の促進)

高価な分析機器等について共用化を図るとともに、既存の研究室の配置等の見直しに努める。

(研究倫理の確立)

大学における研究等を推進するに当たっては学生、患者等の人権の尊重、生命の尊厳等に配慮する。

第4 地域貢献に関する目標

横浜市民に支えられた大学として、地域貢献を、教職員の職務とする。

学部・大学院教育を通じた人材育成、研究を通じた研究成果や知的財産の産業界への還元、診療を通じた市民医療の向上による地域貢献のほか、大学の知的資源を活用した高度な学習の場の提供や施設開放等を更に推進し、積極的な地域貢献を果たす。

(学部・大学院教育を通じた人材育成)

時代の変化に対応しつつ社会を支えていく人材、横浜市が抱える政策的課題を実践的に研究・解決できる人材、教育研究成果を世界に発信できる人材等の育成を図る。

(診療を通じた市民医療の向上による地域貢献)

患者本位の医療を進めるとともに、地域医療機関との連携体制を強化し、地域医療の充実・向上に貢献する。

(地域医療の向上への貢献)

地域医療機関の要望にこたえ、医局が担っている地域への医療人の紹介・推薦の仕組みについて、透明で民主的となるよう見直し、地域医療の向上に貢献する。

(研究成果や知的財産の産業界への還元)

地域や産業界への積極的な技術移転とともに、新技術の開発や地域課題の解決等に資する。

(大学の知的資源の市民への還元)

市民の学習意欲にこたえるため、大学の知的資源を活用し、多様な生涯学習講座を開催するとともに、社会人が体系的に学習できる機会を提供していく。

また、市立高校等との連携を一層推進し、学生や生徒への多様な学びの機会を創出する。

(施設の開放)

大学の施設を積極的に地域に開放し、地域との交流及び地域貢献に努める。

第5 国際化に関する目標

(国際社会で通用する人材の育成・市立大学の国際化)

学生や教職員の学習・研究面における国際的な相互交流を積極的に進め、国際的な視野をもって活躍できる人材を育成する。日本人学生の海外派遣や外国人留学生の受け入れ、外国人教員の採用等を積極的に進める。

発展する国際都市・横浜のみならず国際社会に貢献するため、市立大学の国際化—国際社会で通用する開かれた大学づくり—を目指す。

第6 附属病院に関する目標

附属病院及び附属市民総合医療センターは、大学附属の病院として、医療安全管理の徹底及び患者本位の医療に配慮しつつ、高度医療の提供、医師をはじめとする医療関係者の育成及び医学研究・開発の推進を担う。運営に当たっては、病院長権限のより一層の強化・充実を図るとともに、それぞれの病院の位置付け・特性を明確化する中で、今後の病院運営を進めていく。

(附属病院)

特定機能病院として、高度・先進医療へ取り組み、基礎研究成果を予防・診断・治療へ応用する「トランスレーショナル・リサーチ」など臨床医学研究を積極的に行うとともに、医学部の学生をはじめ医療関係者の育成を進めていく。

(附属市民総合医療センター)

幅広い3次救急機能を備えた病院として、難度の高い急性期医療を担うほか、大学附属の病院として高度医療への対応を行う地域医療を支援する病院を目指し、生涯学習も含めた医師の教育等を通じて、地域医療への貢献を図っていく。

1 安全な医療の提供に関する目標

安全管理を病院運営の基本とし、これまで培った医療安全に対する取組及び病院運営の透明性の向上を更に推進していく。

患者本位の医療を実践するために、「安全第一の文化の醸成」、「インフォームドコンセントの充実」、「医療安全面での地域貢献」を進め、患者・市民が求める『安全で質の高い医療』の提供に努めるとともに、それを実践できる医療人を輩出していく。

2 健全な病院経営の確立に関する目標

2 病院のそれぞれの特性を踏まえ、民間病院や市立病院の運営形態を参考に、運営交付金の算定の基準を設定し交付する。病院等の整備に係る債務について法人に承継しないが市により償還が行われていることを念頭に置きつつ、中期目標期間中に更なる運営交付金の縮減に努めることとし、積極的に収支改善を進め、各病院の目標値を定めた上で、自立的な経営基盤の確立を図る。

〈運営交付金の考え方〉

- ①民間病院と同様の医療は、民間病院への補助等に準拠
- ②市立病院等が果たすべき役割として実施しているものは、事業の役割を客観的に把握した上で、廃止又は見直し
- ③公営企業の性格上市立病院に一般会計から繰り入れられているものについては、同様に国の定める基準等に準拠
- ④教育・研究など大学病院の特性については、積算の考え方を明確化

3 患者本位の医療サービスの向上と地域医療への貢献に関する目標

患者本位の医療を実践するため、時代のニーズに合わせた医療サービスを提供するなど、患者の満足度の向上に努めるとともに、地域医療機関との連携体制を強化し、地域医療の充実・向上に貢献していく。特に附属市民総合医療センターにおいては、地域医療を支援する病院としての位置付けを明確化していく。

4 高度・先進医療の推進に関する目標

高度かつ先進的な医療を行うための研究及び技術開発を積極的に行い、大学病院としての特性を発揮する。特に、附属病院においては、医学部・医学研究科・研究院との連携を図る中で、「トランスレーショナル・リサーチ」を推進するなど、特定機能病院としての役割を明確化していく。

5 良質な医療人の育成に関する目標

高度な技術や知識の習得だけでなく、豊かな人間性、高い倫理観を備えた医療人を育成するなど、大学病院としての社会的使命を果たす。特に、医師・看護師については、医学部とも連携を図りつつ、一貫した卒前・卒後教育の充実を図っていく。

第7 法人の経営に関する目標

自主・自立的な大学運営、責任ある執行体制、人事制度の弾力化による人材の確保、企業会計原則に基づく財務会計制度による効率的・機動的な事務執行等、法人化のメリットを最大限に活かす大学経営を行う。

1 経営内容の改善に関する目標

(1) 運営交付金に関する目標

運営交付金は、透明・明確な算定の基準を設定して交付する。

中期目標期間中にその基準を達成することとし、算定された交付金の範囲内で、法人が創意工夫を凝らして、自主・自立的な大学運営を行う。

〈運営交付金の考え方〉

大学の経費を「学費対象経費」と「学費対象外経費」に分け、

ア 「学費対象経費」については、その財源として、

- ① 国の私立大学への補助金相当額
 - ② 私立大学との授業料格差相当分
- を基準として運営交付金を算定する。

イ 学費対象外経費については、横浜市と法人とで、個々の事業ごとに考え方を明確化し、運営交付金を交付する。

(2) 自己収入の増加に関する目標

自主的な財源の確保に向け、学費のあり方について検討するとともに、知的財産を含む大学の資産を有効活用し、自主財源の拡大を図るため、多様な収入の確保に努める。

国等の大型プロジェクト研究費や受託研究費及び民間機関等との共同研究費等、外部資金の獲得に積極的に取り組む。

(3) 経費の抑制に関する目標

経費については、常に積極的な見直しを行う。特に、管理的経費については、費用対効果の実態を把握した上で抑制を図る。

(4) 施設設備の整備・活用等に関する目標

(既存施設の有効利用の促進)

既存施設の適正な維持・管理、計画的な施設設備の整備・改修を進め、環境保全、ユニバーサルデザインなどに十分配慮した良好なキャンパス環境を形成するとともに、施設の効率的な活用を推進し、教育研究活動の充実及び活性化を図る。

2 業務運営の改善及び効率化に関する目標

(1) 運営体制の改善に関する目標

経営審議会や教育研究審議会等の諸機関を円滑に機能させるとともに、学外の人材の活用も含めた、機能的な運営組織の整備を図り、戦略的・機動的な運営体制を構築する。教職員間の適切な役割分担を行うことにより、大学全体として運営機能の強化を図る。

また、適切に監査を実施するとともに、大学の財務内容など経営状況を積極的に公開する。

(2) 人事の適正化に関する目標

人事の適正化を図るため、人事制度全般の見直しを行い、能力・成果などに基づき「努力すれば報われる」ような人事制度を構築する。

(教員人事に関する目標)

大学としての教育・研究の目的が果たせるよう、全学的な視点から教員の採用等を行う。

教員人事を、公正性・透明性・客観性をもって行い、教員人事の活性化、適正化を図るとともに、多様な雇用形態による教員確保に取り組み、適切な人件費管理を図る。

(職員の人事に関する目標)

教育・研究・学生への支援等を担い、高度な専門的知識・経験を有する職員（専門職員）を育成するとともに、その人事を公正性・透明性・客観性をもって行う。
なお、市派遣職員の段階的解消を図る。

(3) 事務等の効率化・合理化に関する目標

情報化の推進等による事務処理方法の見直し・改善を行い、事務処理の簡素化・迅速化を図る。

各部門の機能及び組織編成の見直しを行い、簡素で効率的な組織を構築する。

3 広報の充実に関する目標

市民に貢献する大学として、市民・企業・受験生・学生・卒業生等に向けた広報に積極的に努める。

第8 自己点検・評価、認証評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

全学的な自己点検・評価を適時にかつ厳正に実施・公表するとともに、認証評価機関による認証評価を受け、その評価結果を公表し、大学運営の改善と教育研究等の充実を目指す。

第9 その他業務運営に関する重要目標

1 安全管理に関する目標

学生や教職員の安全を確保するとともに、防災対策を強化するため、全学的な安全管理体制を充実し、必要な方策を推進する。

2 情報公開等の推進に関する目標

教育研究活動や経営管理の透明性を確保するとともに、社会への説明責任を果たすため積極的な情報公開を推進し、開かれた大学の実現を図る。